

○美咲町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金交付要綱

平成30年7月20日

告示第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺（特定の者に対し、電話を用いて預貯金口座への振込みその他の方法により現金等をだまし取る犯罪をいう。）その他の電話を用いて美咲町民に対し違法又は不当に財物を交付させる手法（以下「特殊詐欺等」という。）による被害の防止を図るため、特殊詐欺等を未然に防ぐための機器の購入に要する経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、美咲町補助金等交付規則（平成17年美咲町規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下、「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者であること。
- (2) 第5条の交付申請を行う日において交付対象者と同一の世帯に満65歳以上の者が含まれていること。
- (3) 町税を滞納している者でないこと。

2 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯に対して1回に限るものとする。

(補助対象機器)

第3条 補助金の対象となる機器は、被害を未然に防止するための機能を有する電話機であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す機能を有すること。
- (2) 着信の相手に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能を有すること。
- (3) 交付対象者が居住する住宅に設置するものであること。
- (4) 町内に事業所を有する事業者から購入するものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、機器の購入及び設置に要する費用の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該金額が10,000円を超える場合には、10,000円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美咲町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定による交付申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めたときは、美咲町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業

補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助事業が完了したときは、速やかに、美咲町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金実績報告書（様式第3号）に、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び請求）

第8条 町長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、美咲町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた交付決定者は、美咲町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金交付請求書（様式第5号）により、補助金の交付を町長に請求するものとする。

（補助金交付の取消し）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金交付決定の内容又は町長が付した条件に違反したとき。
- （3） この告示又は規則に違反したとき。
- （4） その他町長が不相当と認めるとき。

（補助金等の返還）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

（交付台帳の整備）

第11条 町長は、補助金の交付状況を明確にしておくため、美咲町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金交付台帳に記録し、管理するものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施工期日）

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成30年11月26日告示第123号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第24号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

美咲町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金交付申請書

年 月 日

美咲町長 様

申請書 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

次のとおり特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、申請についての審査に伴い、私及び同一世帯に係る住民基本台帳並びに私の町税の納税状況を確認されることを承諾します。

記

1. 満65歳以上の世帯員の氏名等

氏 名 _____ 生年月日 _____ (満 歳)

2. 購入予定機器の内容

製造メーカー	商品名	型番等	購入設置予定価格	購入予定日

3. 補助金交付申請額

金 _____ 円 (上限10,000円)

4. 添付書類

- ◎ 購入予定機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書の写し
- ◎ 購入予定額を確認できる書類（取り付けに要する費用を含む。）
- ◎ その他町長が必要と

様式第2号（第6条関係）

美咲町指令第 号
年 月 日

様

美咲町長

美咲町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった美咲町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金については、美咲町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金交付要綱（平成30年美咲町告示第 号）第6条の規定により次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金の交付の対象となる事業内容及び経費の配分は申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金の交付
補助金の交付は、実績報告書に基づき補助金の額の確定を行った後、所定の手続きにより交付する。

様式第3号（第7条関係）

美咲町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金実績報告書

年 月 日

美咲町長 様

申請書 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け美咲町指令第 号で交付決定のあった
美咲町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業を下記のとおり実施したので報告します。

記

1. 購入機器の内容

製造メーカー	商品名	型番等	購入設置価格	設置日

2. 補助金交付決定額

金 _____ 円

3. 添付書類

- ◎ 領収書（品名等が記載されているもの）の写し
- ◎ 保証書その他の機器品番が確認できる書類の写し
- ◎ 補助金を受け取る口座がわかる通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人（カナ氏名）が分かるページの写し）

様式第4号(第8条関係)

美咲町指令第 号
年 月 日

様

美咲町長

美咲町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金確定通知書

年 月 日付美咲町指令第 号で交付決定を通知した
美咲町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金の額を 円
に確定したので、美咲町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金交付要綱
(平成30年美咲町告示第 号)第8条の規定により通知します。

様式第5号（第8条関係）

美咲町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金交付請求書

年 月 日

美咲町長 様

申請書 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け、美咲町指令第 号で交付確定通知のあった美咲町
特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業に係る補助金を、次のとおり請求します。

補助金の交付確定額	円
今回交付請求額	円

振込先	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店
	口座種別	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	(フリガナ) 口座名義		

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)